

魚沼地区障害福祉組合会計年度任用職員の採用、報酬等に関する規則

令和2年3月26日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の採用、報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、魚沼地区障害福祉組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年魚沼地区障害福祉組合条例第2号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の職種欄の区分に応じた基礎号給欄に定められている当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び職種別基準表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

(準用)

第4条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の採用、報酬等に関しては、魚沼市会計年度任用職員の採用、報酬等に関する規則(令和2年魚沼市規則第5号)の規定を準用する。この場合において「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

職種別基準表

行政職給料表職種別基準表

| 区分 | 職種 | 主な業務 | 基礎号給 | | 上限 | |
|----|----|------|------|----|------|----|
| | | | 職務の級 | 号給 | 職務の級 | 号給 |

| | | | | | | |
|-------|-------|------------------------|---|----|---|----|
| 事務補助員 | 事務補助員 | 事務補助 | 1 | 5 | 1 | 5 |
| 支援員 | 介助員1 | 利用者支援の補助的職員 | 1 | 13 | 1 | 17 |
| | 介助員2 | 夜間勤務のシフトに入り利用者の担任となる職員 | 1 | 26 | 1 | 30 |
| 看護師 | 看護師 | 看護師 | 1 | 31 | 1 | 31 |